

# 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年12月2日（金）午前10時00分～午前10時34分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10		11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37		38		39	請田竹男		
④	欠席委員	10	幸野登吉	37	菊地久美子	38	有友章治
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		富永次長		松田係長（農政）	
		菊地主査（農地）					
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第76号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第77号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第78号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第79号	納税猶予適格者証明について				
		議案第80号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）

只今から、令和4年第12回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。

議案審議に入ります前に、1件報告があります。

先月16日に、愛媛県農地・担い手対策室から連絡が入り、「農林水産大臣表彰のうち、今年度の『農業委員会等表彰』の被表彰農業委員会として、大洲市農業委員会が決定しました。全国で7つの農業委員会に表彰状が授与されます」とのことでした。

大洲市農業委員会は、女性委員の登用率が県内第1位であることや、平成29年4月から四国で初めて空き家に附属した農地の別段面積（1アール）を設定し、遊休農地の解消対策に取り組んでいること、さらには、30代の青年委員、女性委員、70代のベテラン委員など幅広い視点で、世代間交流を図りながら組織活動の活性化に努めていることなど、委員の皆様の継続した活動が高く評価されたものと思われまます。

なお、表彰状の伝達式ですが、今月15日に松山市で開催される「県農業会議12月定例常設審議委員会」で、幸野会長へ伝達されるということでした。

委員の皆様のお力でいただきました。おめでとうございます。

なお、12月市議会の冒頭で二宮市長が、帝京第五高校サッカー部の全国大会出場の紹介の後、「大洲市農業委員会が農林水産大臣表彰を受賞された」とお祝いの言葉と紹介がありましたので、申し添えます。

以上でございます。

本日は、幸野会長が東京出張のため、開会に当たり、吉岡会長代理にご挨拶をお願いいたします。

会長代理

（会長代理挨拶）

事務局（局長）

只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、吉岡会長代理に議長をお願いいたします。

議長（会長代理）

これより本日の会議を開きます。

出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中18名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日、10番 幸野登吉委員、37番 菊地久美子委員、38番 有友章治委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、39番 請田竹男委員と1番 池田幸二委員を指名いたします。

次に、日程第2 書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3 議案審議に入ります。

まず、議案第76号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。

議案書1ページをご覧ください。

1番、東大洲の土地、畑1筆1、786㎡、贈与による所有権の移転

です。

所有権移転後は、野菜を栽培します。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

2番、平野町野田の土地、畑3筆341㎡は、売買による所有権移転です。

所有権移転後は、露地野菜を栽培していく計画です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

3番、同じく平野町野田の土地、畑1筆366㎡も売買による所有権移転です。

所有権移転後は、現況を引き継ぎつつ、野菜等の栽培を計画しています。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

4番、長谷の土地、樹園地2筆3,048㎡、売買による所有権移転です。

所有権移転後は、引き続き果樹を栽培します。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

5番、豊茂の土地、畑2筆361㎡、贈与による所有権の移転です。

所有権移転後は、野菜を栽培します。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、5件のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

1番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料2ページをご覧ください。

1番案件は、親子間による贈与となります。

申請地は、大洲市総合福祉センターの北東約600mのところにある農地で、農業は家族で年間を通じて従事し、市外で水稻や野菜等を栽培するなど、現在も良好に管理されており、特に問題はないと思われま

す。調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

2番。

8番

2番、3番案件について、合わせて説明いたします。

議案説明資料は、3ページ及び4ページを参考にしてください。

2番案件は、第10回定例総会において「下限面積（別段の面積）の変更」案件として、指定追加された農地で、申請地は、野田の坂田集会所前にある空き家バンクへ登録された物件と隣接する畑3筆になります。

譲受人は、これまでに農業の経験はなく、家族や知人に教わりながら行うなどの新規営農計画書が提出されており、今後の管理状況を見守っていくこととします。

次に3番案件ですが、売買による所有権移転で、申請地は、野田の大根集会所から南西へ約400mに位置する農地となります。

申請人の譲受人は、両親と一緒に農業経営を行い、所有する農地と一

体的に利用する意向であり、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

その他、調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

4番。

事務局（農政係長）

4番案件は、幸野会長に現地調査を行っていただきましたが、本日は出張のため欠席をされております。説明原稿を預かっておりますので、事務局より報告させていただきます。

4番案件の調査報告をいたします。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

4番案件は売買による所有権移転で、申請地は、大洲市長谷不燃物処理場から南へ約500mにある樹園地2筆で、現在も管理されております。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事しており、耕作管理に関する問題は生じておりません。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

5番。

29番

5番案件について、ご説明いたします。

議案説明資料の6ページを参考にしてください。

5番案件は贈与による所有権移転で、申請地は、豊茂の奥集会所から南西へ約150mのところにある畑2筆になります。

譲渡人は、市外に転出して管理ができないため、地元の有志に譲りたいとの意向で申請に至っております。

譲受人は、夫婦で農業経営を行っており、今後の管理に問題はないものと思っております。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いた

しました。

次に、議案第77号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長）

失礼いたします。議案第77号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ及び別紙「議案説明資料」の7ページから11ページ、並びに別紙の現地写真を併せてご覧ください。

1番、若宮の土地1筆です。

申請人が、申請地の近くに父が建てた住宅があるが、手狭なため、申請地を自己住宅の一体利用地として利用するものであります。

申請地は、資料8ページの位置見取図及び資料9ページの地番地目図に示した、赤線に囲まれた部分で、大洲市内中心部から北に約1.5kmのところの位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

なお、申請地は、今から40年以上前に、申請人の父が近くに自宅を建てるに当たり、農地法に基づく転用許可を受けずに造成してしまっており、相続後も引き続き宅地として既に利用されています。このことについては、申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の7ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから11ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、既に自己住宅用地で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、宅地や自己所有地となっており、今後においても現状と変更がないことから、問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長代理）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として

	送付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第78号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (農政係長)	<p>失礼いたします。議案第78号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の12ページから15ページまでを、併せてご覧ください。</p> <p>先月ご審議いただきました、農用地区域からの除外の案件について、除外後の農地区分について変更がございますので、改めてご審議いただければと思います。</p> <p>1番、新谷の土地、1筆429㎡の案件について、先月ご審議いただいた際に、除外後の農地区分を土地改良事業が行われていないということ及びその他の農地区分を判断する要件に該当しないということで、第2種農地と区分しておりました。</p> <p>しかし、当該申出地は、土地改良事業が行われており、土地改良事業が行われている農地で第1種農地以外に当てはまる農地区分がなければ、第1種農地と判断しなければいけないことが判明したため、この度の除外後の農地区分の変更を行うものです。</p> <p>以上1件について、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長 (会長代理)	只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長代理)	特にご質疑もないようですので、原案のとおり変更することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長代理)	<p>ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。</p> <p>次に、議案第79号『納税猶予適格者証明について』を議題といたします。</p>
事務局 (農政係長)	<p>議案第79号「納税猶予適格者証明について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページ及び議案説明資料16ページをご覧ください。</p> <p>今回、証明願いのありました納税猶予の種類については、相続税です。</p> <p>この議案は、被相続人及び相続人が、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明することについて、ご審議いただくものです。</p> <p>1番、相続人、被相続人ともに、徳森、中山西区在住者です。</p> <p>被相続人は、死亡の日まで農業をしており、また、相続人は、被相続人死亡後も引き続き農業経営を開始していることから、被相続人及び相</p>

続人ともに納税猶予の要件を満たしているものと考えております。

また、申請農地は、相続された農地のうち、議案書に記載をしております、徳森など9筆、計10,618㎡で、水稻や露地野菜を栽培することとなっております。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長代理)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番。

6番

相続人は、主に水稻の栽培で農業経営をしています。

相続人の父である被相続人が今年の4月に亡くなられたことから、農地を相続することになり、相続税の納税猶予の適用を受けるため、今回その証明願の提出があったものです。

申請地は、資料の位置図にありますとおり、徳森及び東大洲に点在する9筆の農地で、先月18日に事務局担当者とともに現地確認を行いました。

申請地9筆の内、6筆で水稻を、3筆で露地野菜を栽培されています。

このことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長代理)

地元委員さんのご意見を伺いましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長代理)

特にご質疑もないようですので、申請人は相続税の納税猶予を受ける適格者であると認め、納税猶予適格者証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長代理)

ご異議ないものと認め、申請人に納税猶予適格者証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第80号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

この議案の中には、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

議案第80号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の5ページから、ご覧ください。

説明の前に、議案書の誤りがございましたので、次のとおり訂正をお願いいたします。

議案書の6ページの6番と7番、7ページの12番、8ページの14番と15番ですが、設定する利用権の種類に「水稻・麦」と記載されておりますが、麦はされないとのことで削除をお願いします。

次に、9ページの20番、農用地の地積小計欄が空白となっておりますが、991と記入願います。また、右側の借賃欄に記載されております「毎年8月口座振込」ですが、使用貸借権の設定がされるため、発生

いたしませんので、削除をお願いします。

以上、お手数をおかけします。申し訳ございません。

それでは、新規案件のみを説明させていただきます。

5ページの3番及び7ページの13番は、利用権の設定を受ける者が同一で、水稻を栽培するため、3番は賃借権を、13番は使用賃借権をそれぞれ5年間設定するものです。

次に、8ページの16番から18ページの49番、及び19ページの51番までは、中間管理事業を使った貸借で、6名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、市内の方へ貸し付けるものです。

内容は、水稻を栽培するため、賃借権及び使用賃借権を10年間設定するものです。

21ページをお願いします。

57番は、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

60番は、飼料を栽培するため、賃借権を同じく5年間設定するものです。

22ページの62番、果樹を栽培するため、賃借権を3年間設定します。

その他の案件は再設定となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、62件・127筆、利用権設定総面積、145,245㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書23ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が、経営規模の拡大を図るため、売買により喜多山の農地を取得しようとするものです。

喜多山の土地、畑2筆、7,172㎡、利用目的は「飼料」です。

以上、所有権移転件・筆数、1件・2筆、所有権移転総面積、7,172㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（会長代理）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長代理）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長代理）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。